

Title	明清時代、徽州江南農村社会における祭祀組織について：『祝聖会簿』の紹介(二)
Sub Title	The ritual structure of agricultural society at Hui Zhou (徽州) in the An Hui (安徽) province during the Ming and Ch'ing Dynasties ; study on a Chinese material, Chu Sheng Hui Pu (祝聖会簿) (2)
Author	渋谷, 裕子(Shibuya, Yuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1990
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.59, No.2/3 (1990. 7) ,p.93(263)- 129(299)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19900700-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明清時代、徽州江南農村社会における祭祀組織について

—『祝聖会簿』の紹介——(二)

渋 谷 裕 子

目次

第一節 祭祀行事

I 祝聖会の概要

II 迎神賽会(遊燈)

III 「誕麟酬聖燭銀」

IV 芝居

V 供儀

第二節 運営組織

I 輪番制と世襲制

II 合議制(以上前号)

第三節 運営方法(以下本号)

I 祭田の所有形態

II 収入情況

III 支出情況

IV 祭田売買例

V 財政情況の時代的変遷

結語

明清時代、徽州江南農村社会における祭祀組織について

本節では、祝聖会の運営方法について検討する。祭祀の毎年の運営費は、会が所有する祭田の租収入によって賄われている。そこでまず始めに祭田の所有形態について紹介しておきたい。

『祝聖会簿』第一～三冊は、各々崇禎一年(一六三八)、康熙五〇年(一七一二)、乾隆一〇年(一七四五)の記載から始まる。これら三冊の冒頭には、各記載の開始時に会が所有していた祭田の内訳が示されている。これらの記載内容に基いて作成したのが、表1～3である。表1は、第一冊目の帳簿分で、原文の記載方式は以下の通りである。

表1 祝聖会祭田一覽表(1) 崇禎11年(1638)

(A) 天啓七年元宵清出實在田租 通共硬租 ※壹百壹租半(?)

番号	地名	原租額	佃人
1	横坑雙梨塢	3租 注1)	朱養
2	查木于	6租	龍力
3	查木于	15租半	七力 (八年衆議硬租14租)
4	平澤于	8租	重陽
5	金笠	7租	社保
6	金笠	12租	春蓮 (守殿人)
7	洋雪充	21租半	新得
8	戴保充	4租	時敏 (糯米)
9	平于消塢	12租	天貴
1~9 合計 ◎原租89租 (硬租87租半)			

(B) 崇禎六年正月十五日又買王得和田租共 ※貳拾租

番号	地名	原租額	佃人
10	源口	13租	五貴
11	汪二塢口	7租	三里
10~11 合計 原租、硬租20租			

(C) 崇禎七年十二月初七買汪景賢田租共 ※拾八租零七觔(?)

番号	地名	原租額	佃人
12	太婆塢	6租半	應洋 (旌城)
13	高塢	2租10斤	—
14	上坑	3租17斤半	岩個 (盈下)
15	石充	2租半	龍力
16	上坑	半租	八個
17	吳池塢	半租	冬九
18	金竹塘塢	16斤半	—
19	洋雪坑	1租半	圭力 (上庄)
12~19 合計 ◎原租、硬租18租6斤半			

注1) 1租=25斤

注2) 表中に示された合計租額のうち、※印が原簿に示された額で、◎印が筆者が計算した合計額である。(A)、(C)、(E)については原簿の記載額が筆者の計算した額と異なるため、※印の租額の後に(?)をつけた。

(D) 崇禎八年正月十六日又買孟得田租 ※貳拾五畝拾二觔半

番号	地名	原租額	佃人
20	下嶺	2畝半	班支
21	水磨場	7畝半	旺弟
22	耿塢	2畝半	班支
23	栗水塢	4畝	六十力
24	壽退塘	8畝	象力
20~24 合計 ◎原租、硬租24畝半			

(E) 崇禎九年正月十五日又買汪阿孫田租 ※拾畝(?)

番号	地名	原租額	佃人
25	小嶺	7畝半	明五
26	塔嶺口	2畝	八力
25、26 合計 ◎原租、硬租9畝半			

(A)~(E)(26項目)合計◎原租161畝 6斤半
(硬租159畝19斤)

《27》⁽¹⁾崇禎一年(一六三八)

天啓七年元宵、清出實在田租

橫坑雙梨塢 參租 佃人 朱養

查木子 陸租 佃人 龍力

查木子 拾五畝半 佃人 七力
(八年衆議硬租十四畝)

通共硬租壹百零壹畝半

崇禎六年正月十五日、又買汪得和田租、共貳拾租

源口 拾參租 佃人 五貴

汪二塢口 七畝 旌城 三里佃

即ち、崇禎一年当時に会が所有する全祭田に関する購入年代、所在地、租額、佃戸名を明らかにしたものと推定される。この記載によれば、会は当時計二六宗の祭田を有しており、その合計租額は一六一畝六斤半に及ぶ。なお記事中の「畝」とは、徽州一帯で収租量表記として通常用いられる単位である。一畝の量は徽州内でも地方により異なるが、会簿の数値を計算したところ、ここで一畝が二五斤に相当した。⁽²⁾

表1の(A)は、天啓七年(一六二七)当時に会が所有し

ていた祭田である。帳簿では1~9番の合計租額を「通共硬租壹百零壹租半」と一〇一租半としているが、筆者が実際に計算したところ八九租であった。同じく(B)、(E)についても、帳簿上の合計租額と筆者の計算額との間に若干の違いがあった。これらは帳簿の計算違いと判断し、以下筆者の計算した租額を採用したい。

祝聖会の祭田は、すべて定額租制を採用している。ただし後述のように、租額が定められているものの、實際は毎年の出来高をみて当年の租額を決める「監折制」であった。また、(A)~3番の査木子の項には、佃戸名の下に「八年衆議硬租十四租」と付記されている。これは、天啓七年(一六二七)は規定租額が一五租半であるのを、「崇禎」八年(一六三五)に一四租に改めたことを意味している。徽州の土地文書では、本来の規定租額(ここでの一五租半にあたる)を「原租」といい、それに対し変更後の租額(ここでの一四租)を「硬租」あるいは「実租」と表現するという。本稿もこの定義に倣つて「原租」と「硬租」、「実租」とを使い分けていきたい。

表1の(B)~(E)に示されるように、会は崇禎六年から九年(一六三三~六)にかけて祭田を追加購入した。これら祭田の合計租額は一六一租六斤半であるが、「崇禎」八年(4)われる。

(一六三五)以降(A)~3番の査木子の租額が一租半減ったので、実租(硬租)額は一五九租一九斤となつた。

ところで、これら祭田の購入費用は如何にして捻出されたのであろうか。会簿では、その出所について一切述べられていない。わずかに手掛かりとなるのは、前掲史料《1》の「今、神を奉じて春祈祝會に出遊するに、必要とする人力扶持、錢財の給用を議す。議し得たり、士商の家は錢を出し、坐輦を修め各件の用度を執事す(原文は前号一〇五頁に引用)」という下りである。ここで「士商の家」の役割とされている「各件の用度を執事する」には、祭田の購入費用の負担も含むと考えられる。あるいは会が天啓七年(一六二七)に所有していた祭田は、外部から購入したものではなく、「士商の家」が本来所有していた田産を会に譲与したという推測も成り立つ。この「士商の家」とは、所謂徽州商人として外地で成功をおさめ、その資金を利用して官僚界に進出した親族がいる、郷内の富裕戸層を指すのであろう。この富裕戸層に該当するのは、歴代会首の任に就いた汪姓と吳姓に相違ない。祝聖会は、郷内の有力氏族が、剩余資産の一部を故郷に還元することによって成立したものと思われる。

表2 祝聖会祭田一覧表(2) 康熙50年(1711)

番号	地名	原租(硬租) 注1)	佃人	番号	地名	原租(硬租) 注1)	佃人
1	塔嶺口	2畠	喜得	24	張于栗樹塢	4畠	旺盛
2	邵家門前	7畠	土連	25	橫坑拗下	半畠	的個
3	依坑	半畠	高弟	26	上儀	3畠	社六
4	小嶺	7畠半	道力	27	盈下	4畠半	嘉力
5	上庄門前	4畠	滿生	28	畢家塢口	2畠半	茂盛
6	上村門前	1畠	圭力	29	查木于	9畠	得孫
7	下嶺	2畠半	運壽	30	搖光	14畠	九力
8	吳池塢	半畠	三元	31	充上	5畠半	天得
9	上坑	半畠	八個	32	牛家充	3畠	宗法
10	石充	2畠半	杜清	33	金笠	12畠	春蓮
11	上坑	3畠17斤半	岩個、茂力	34	洋雪坑	1畠半	圭力
12	上儀高塢	2畠10斤	茂奇	35	吳家充	11畠	—
13	平澤于	8畠	茂力	36	上坑	10畠	五老
14	查木于	15畠半(14畠)	口力	37	金笠	4畠15斤	戴生
15	雙梨塢	3畠	朱龍	38	洋雪坑	12畠	須内
16	銀花塢	4畠	錢力	39	上庄	17畠	遇男、麦力
17	塘塢	1畠	應奇	40	大麥灣	10畠	公甫
18	橫塘	2畠	運生	41	(汪毓仁)	5畠	自交
19	消坎	12畠	六十、岩壽	42	(汪明恭)	8畠	自交
20	汪二塢	7畠	二力	43	塢于口	6畠半	(王承初自交)
21	金笠塘灣	16斤半	李元	44	橫塘	3畠	(汪伯兆買)
22	水磨場	7畠半	得孫	45	下嶺	1畠半	秋力
23	耿塢	2畠半	重湯連	46	黃庄塢口	2畠半	李德生

1~46番 合計 原租247畠21斤半

(硬租246畠9斤)

注1) ()内の硬租額とは、途中で変更された租額を示す。

表2は、第二冊目の冒頭に見られた、康熙五〇年（一七一）の祭田一覧表である。合計租額は、原租二四七畝二一斤半（硬租二四六畝九斤）に増加している。会の祭田はすべて定額租なので、租額の増加は、崇禎一年（一六三八）から康熙五〇年の間に祭田が追加購入されたことを意味する。また表2の41、42番は、地名を書く欄に会首戸名（汪毓仁、汪明恭）が書かれ、佃戸名の欄には「自交」と記されている。この記載方式は、この二宗が本来は会首戸の属する支派内の族田であつたことを示すものと思われる。つまり、この二宗の場合、会首戸が族田の佃戸から租を徴収し、その租を会首戸が会に渡していたと推定される。なお康熙五〇年の一覧には租額変更（硬租）に関する記載がない（14番は表1-A-3番、表3-14番と同一であると判断して筆者が補った）。しかし、後述の如く康熙五年（一六六六）の収入項目には、⁽⁵⁾当年の変更分租額の合計が八畝一七斤と記されているので、実際には14番の祭田以外にも租額の変更（減租）があつたと予想される。

表3は第三冊目の冒頭頁に示された、乾隆一〇年（一七四五）における祭田の内訳である。合計の原租額は二四五畝一三斤半で、康熙五〇年（一七一）の該額より

減少しているので、康熙五〇年（一七一）から乾隆一〇年の間に祭田の一部が売却されたことがわかる。

この表には、前掲表1、2と異なる大きな特徴が確認される。即ち、その多くの祭田の収租額の欄に、小さく「硬……畝」と本来の規定租額より六八割低い額が硬租として記されている。本表ではこの硬租額を原租額の右括弧内に示した。この括弧内の数字は、表1の(A)-3番の場合と同様に、本来の規定租額を途中から変更したことの意味する。従って、この減租分を考慮すると、合計実「硬」租額は、二二三畝一二斤半になる。

ところで、表1-3の内容を比較すると、表1の祭田の地名と租額が、表2、3にもみられる場合のあることに気付く。例えば、表1の(A)-1番に示した「横坑雙梨塢 參租 佃人朱養」は、表2と3にも、表2-15番「(横坑)雙梨塢 參租 佃人朱龍」、表3-15番「(横坑)雙梨塢 參租 佃人汪文光」と、同じ地名と租額の祭田がみられる。従って、この「横坑雙梨塢 參租」は、明末期の祭田が乾隆一〇年（一七四五）まで売却されずに継承された可能性が高いと推定できる。これと同様の作業を繰り返して作成したのが表4である。これによれば、祝聖会が明末期までに購入した二六宗の祭田のうち、一

表3 祝聖会祭田一覧表(3) 乾隆10年(1745)

番号	地名	原租(硬租) 注1)	佃人	番号	地名	原租(硬租) 注1)	佃人
1	塔嶺口	2租	太和尚	24	畢家塢口	2租半(2租11斤)	佛嫂
2	邵家門前	7租(5租17斤)	餘力	25	查木于	9租(7租)	九十力
3	依坑	半租	喜龍	26	搖光	14租	九力、順力
4	小嶺	7租半	愛九	27	充上	5租半	永祿
5	上庄門前	4租	玄禮	28	牛家充	3租(2租)	八老
6	上村門前	1租	小的	29	金笠	12租	春蓮
7	下嶺	2租半(1租8斤半)	順力	30	洋雪坑	1租半	圭力
8	吳池塢	半租	佛奇	31	銀花塢	4租(3租)	永祿
9	上坑	半租	九力	32	塘塢	2租(1租10斤)	佛奇
10	石充	2租半	高嫂	33	塘塢	1租	應奇
11	上坑	3租17斤半	六十力	34	吳家充	11租(8租)	陳義富
12	上議高塢	2租10斤	三元	35	上坑	10租	小寶
13	平澤于	8租(4租)	潘天生	36	金笠	4租15斤(3租半)	朱文秀
14	查木于	15租半(14租)	孫成寶	37	洋雪坑	12租	須本
15	雙梨塢	3租	汪文光	38	上庄	8租(4租)	四生
16	消塢	12租	順力、計力	39	必光	9租	三九
17	汪二塢	7租	二力	40	大麥灣	10租	自交
18	金笠塘灣	16斤半	朱文秀	41	(汪毓仁)	5租(4租)	自交
19	水磨場	7租半	標力	42	(汪明恭)	8租	自交
20	張于栗木塢	4租	矯寶	43	塘塢口	6租半	自交
21	橫坑拗	半租	高嫂	44	查木于	1租半(1租5斤)	得生
22	上議	3租	吳文寶	45	下坑口	2租	得寶
23	盈下	4租半	滿寶	46	查木于	1租17斤	素存自交
				47	查木于	2租	蒼森自交

項目1~47 合計 原租245租13斤半
(硬租223租12斤半)

注1) ()内の硬租額とは、途中で変更された租額を示す。

表4 祝聖会祭田比較表(1)

表1の番号	地名	原租額 (硬租額)	崇禎11年の佃戸名	表2の番号	康熙50年の佃戸名(硬租額)	表3の番号	乾隆10年の佃戸名(硬租額)
1	横坑雙梨塢	3畠	朱養	15	朱龍	15	汪文光
2	查木于	6畠	龍力		—		—
3	查木于	15畠半 (14畠)	七力	14	口力	14	孫成寶
4	平澤于	8畠	重陽	13	茂力	13	潘天生(4畠)
5	金笠	7畠	社保		—		—
6	金笠	12畠	春蓮(守殿人)	33	春蓮	29	春蓮
7	洋雪充	21畠半	新得		—		—
8	戴保充	4畠	時敏(糯米)		—		—
9	平于消	12畠	天貴	19	六十、岩壽	16	順力、計力
10	源口	13畠	五貴		—		—
11	汪二塢口	7畠	三里	20	二力	17	二力
12	太婆塢	6畠半	應洋		—		—
13	高塢	2畠10斤	—	12	茂奇	12	三元
14	上坑	3畠17斤半	岩個	11	岩個、茂力	11	六十力
15	石充	2畠半	龍力	10	社清	10	高嫂
16	上坑	半畠	八個	9	八個	9	九力
17	吳池塢	半畠	冬九	8	三元	8	佛奇
18	金竹塘塢	16斤半	—	21	李元	18	朱文秀
19	洋雪坑	1畠半	圭力	34	圭力	30	圭力
20	下嶺	2畠半	班支	7	運壽	7	順力(1畠 8斤半)
21	水磨	7畠半	旺弟	22	得孫	19	標力
22	耿塢	2畠半	班支	23	重湯連		—
23	栗水塢	4畠	六十力	24	旺盛	20	矯寶
24	壽退塘	8畠	象力		—		—
25	小嶺	7畠半	明五	4	道力	4	愛九
26	塔嶺口	2畠	八力	1	嘉得	1	太和尚

表 5 祝聖会祭田比較表 (2)

表2の番号	地名	原租額	康熙50年の佃戸名	表3の番号	乾隆10年の佃戸名(硬租額)
2	邵家門前	7畠	士連	2	餘力(5畠17斤)
3	依坑	半畠	高弟	3	喜龍
5	上庄門前	4畠	滿生	5	玄禮
6	上村門前	1畠	圭力	6	小的
16	銀花塢	4畠	錢力	31	永祿(3畠)
17	塘塢	1畠	應奇	33	應奇
18	橫塘	2畠	運生	32	佛奇(1畠10斤)
25	橫坑拗下	半畠	的個	21	高嫂
26	上巒	3畠	社六	22	吳文寶
27	盈下	4畠	嘉力	23	滿寶
28	畢家塢口	2畠半	茂盛	24	佛嫂(2畠11斤)
29	查木于	9畠	得孫	25	九十力(7畠)
30	搖光	14畠	九力	26	九力、順力、
31	充上	5畠半	天得	27	永祿
32	牛家充	3畠	宗法	28	八老(2畠)
35	吳家充	11畠	?	34	陳義富(8畠)
36	上坑	10畠	五光	35	小寶
37	金笠	4畠15斤	戴生	36	朱文秀(3畠半)
38	洋雪坑	12畠	須內	12	須本
39	上庄	17畠	遇男、麥力	40	自交
40	大麥灣	10畠	公甫	41	自交(4畠)
41	(汪毓仁)	5畠	-----	42	自交
42	(汪明恭)	8畠	自交	43	自交
43	塘塢口	6畠半	王承自交	-----	-----
44	橫塘	3畠	汪伯兆買	-----	-----
45	下嶺	1畠半	秋力	-----	-----
46	黃庄塢口	2畠半	李德生	-----	-----

八宗が乾隆一〇年（一七四五）まで継承されたことがわかる。⁽⁶⁾

この表で注目されるのは、同一佃戸名が、明末期から乾隆年間まで継承される場合があることである。即ち、表4の6番の「金笠 佃戸 春蓮」と、同19番の「洋雪 坑 佃戸 圭力」である。そのうち「春蓮」については、崇禎一年（一六三八）の記載では名前の横に「守殿人」と付記されている。この「守殿人」とは、おそらく越国汪公等の神像が置かれていた廟（玉山殿、前掲史料《14》参照）の管理者を指すのであろう。徽州では、廟の管理人は奴僕や佃僕が世襲的に従事するケースが多く⁽⁷⁾、従つて、この「春蓮」は会に属する奴僕で、この祭田を世襲的に耕作していたと予想される。表4－14、16番も明末期と康熙年間の双方に同じ佃戸名がみられるが、これらも祭田の耕作に世襲的に従事していたと考えられる。

表5は、表2の中から表1にない祭田—即ち崇禎一年（一六三八）から康熙五〇年（一七一一）の間に購入された祭田—を抽出し、それを乾隆一〇年（一七四五）の祭田と比較したものである。乾隆一〇年の佃戸名の右括弧に記されているのは、途中から変更した硬租額であ

る。この表から、多くの祭田が、康熙五〇年から乾隆一〇年の間に減租されたことが確かめられる。『祝聖会簿』と同様に、一八世紀から一九世紀初期の休寧県において、減租の傾向が見られる事実は、章有義氏の同県の地主置産簿を用いた研究によつても明らかにされている。⁽⁸⁾ 以上が明末期から乾隆年間における祭田の所有情況である。

ところで、会の実際の毎年の財政情況は、祭田の硬租額の増減だけによって決定されるものではなかつた。といふのは、実際に毎年徵収した租額は、規定硬租額よりもはるかに少なく、しかも毎年大幅に異なるものであるからである。また実際の財政情況を知るために、更に米銀折価率等も考慮されるべきである。次は会簿の毎年の祭祀決算の記帳例を紹介しながら会の運営方法の実態をみていくたい。

II 収入情況

会簿の祭祀報告は、毎年一定の書式をもつて記されてゐる。即ち、冒頭に記帳年月日と会首名が挙げられ、以下収入項目、支出項目、合議文の順に記帳されている。⁽⁹⁾ ここでは収入項目の内容を、康熙五年（一六六六）を例

康熙5年(1666) 収入例

表6 祝聖会簿の運営情況(1) 収入例(参考)康熙3年(1664) 収入例

番号	收入項目	額(銀或は穀)	番号	收入項目	額(銀或は穀)
①	原領本銀	銀 7兩 7錢 9分 5厘	①	原領本銀	銀 9兩 6錢 5厘
②	該利(其銀係玄帝會)	1兩 5錢 5分 9厘	②	該利	1兩 9錢 2分 1厘
③	共本利銀(①+②)	9兩 3錢 5分 4厘	③	共本利銀(①+②)	11兩 5錢 2分 6厘
④	原會内田租	穀 201畝 6斤 半	④	原會内田租	穀 201畝 6斤 半
⑤	▲衆議遞年寫定硬讓穀	▲ 8畝17斤 半	⑤	▲衆議遞年寫定硬讓穀	▲ 8畝17斤 半
⑥	▲又除與守殿之人	▲12畝	⑥	▲又除與守殿之人	▲12畝
⑦	▲基年監折	▲21畝16斤	⑦	▲共年因天旱監折	▲46畝 9斤 半
⑧	淨收穀	158畝23斤	⑧	淨收穀	134畝 4斤 半
⑨	▲內除與做會之家	▲ 130畝	⑨	▲內除與做會之家	▲ 130畝
⑩	仍存穀	28畝23斤	⑩	仍存穀	4畝 4斤 半
⑪	該穀銀(每畝八分)	銀 2兩 3錢 1分 3厘	⑪	該穀銀(每畝八分)	銀 3錢 3分 5厘
⑫	共本利後銀(③+⑪)	11兩 6錢 6分 7厘	⑫	共本利後銀(③+⑪)	11兩 8錢 6分 1厘
⑬	折燭銀(汪啓元、汪永隆)	各 1錢 (共 2錢)	⑯	誕麟酬聖燭銀(計 6名)	各 2錢 (1兩 2錢)
⑭	誕麟酬聖燭銀(吳正喜、 汪嘉孫、汪季燦)	各 2錢 (共 6錢)	⑯	上首、下首不舉罰銀 汪玄恭汪復禮隱燭	各 3分 (共 6分) 各 3分 (共 6分)
⑮	吳祖成14日肉生罰銀	3分	⑯	下首點名不到罰銀	3分
⑯	吳芳成15日隱燭罰銀	3分	⑯	做會之家十三日酒不如式	6分
⑰	總共收銀(⑫+⑬~⑯)	12兩 5錢 2分 7厘	⑰	索粉不如式	3分
⑱			⑱	總共收銀(⑫+⑬~⑰)	13兩 3錢 1厘

にとり検討していきたい。

収入関係は原簿では文章形式で記されていた。この内容に基いて作成したのが表6である（参考の為に康熙三年〔一六六四〕分を右に挙げる）。①では「原領本銀」として、七兩七錢九分五厘の銀額が記されている。この「原領本銀」の金額は、前年度（康熙四年）の收支決算の残り金額（＝実存銀）と一致するので（次の史料《28》参照）、前年度繰越分の銀であることが確認できる。

次の②では、「該利」として①の前年度繰越金に丁度二割の利息がついている。この利率は、右の康熙三年（一六六四）でも確認できるが、常に二割である。では一体なぜ利息が生じるのであろうか。これに関しては、康熙四年（一六六五）の收支報告の最後に記された次の記事が注目される。

《28》康熙四年（一六六五）

實存銀七兩七錢九分半、付下首吳祖成田當領去生息、其銀係玄帝會天平銀在匣口。：每包輕八分。

右と同様の表現が、毎年の決算報告書の同様個所に頻繁にみられる。この「玄帝會天平銀」の具体的な内容は不明であるが、恐らくその会とは、銀会のような農村の金融組織であり、祝聖会は毎年の祭祀の残金を玄帝会に

預けて利殖を図ったものと思われる。清代の徽州農村に高利貸や銀会が存在したことは、劉和恵氏によつて紹介された康熙年間、徽州婺源県の中小地主が著した日記である『畏齋日記』においても確かめられる。⁽¹⁰⁾

④からは、祭田収入に関する項目で、ここからの単位は租である。④の「原會内田租」は、康熙五年の段階で会が所有する祭田の合計原租額である。つまり、前掲表1～3で示した合計原租額の数値が、この「原會内田租」に相当する。また⑤からの▲印は、④の合計原租額から控除額であることを示す。まず、⑤の「衆議遞年寫定硬讓穀」は、会が一部の祭田に対しても実行した租額の変更（減租）の合計額を意味する。従つて、前述の如く崇禎一年では表1の(A)～3番の査木于が一租半減租されていたのみであったが、康熙五年に至ると他の祭田に対しても減租を実施していたことがわかる。また、⑥で減租額の項目が設定されていることから、④で示された祭田の合計租額は、あくまで個々の祭田を購入した際に決めた原租の合計で、途中からの租額変更分は計算に入れないことがわかる。従つて、④は祭田が売買された年に限つて、前年度との数値が変化することになる。

次の⑥では「又除與守殿之人」として、④から更に一

二租を控除している。この「守殿之人」は、表1、(A)一
6番の祭田においても、「金笠・十二租・春蓮・守殿人」
と見られた。この「金笠」の租額一二租は、⑥の控除額
とも一致する。このことから、廟の管理人が耕作する祭
田の租は、恐らく廟の管理の報酬として、毎年免除され
ていたことが推測される。

次の⑦は、会の收支項目の中で最も注目すべき項目の
一つである。ここでは「其年監折」として④から再び二
一租一六斤を免除している。先の⑤、⑥と異なり、この
監折の項目の控除額は毎年変化している。そして、康熙
三年（一六六四）の同項目では、特に「其年因天旱監折」
と記され、その控除額は四六租六斤半と康熙五年よりは
るかに多い。従って、⑦の監折は「実際に当年の祭田の
収穫情況を監て、規定租額から一定額を差し引く」とい
う意味であると筆者は判断した。⁽¹¹⁾この項目は、毎年必ず
設定されている。このことから、祝聖会の設定した定額
租は全くの建前であって、実際には佃戸の毎年の収穫高
に応じて収租していたことがわかる。次の⑧の一五八租
二三斤が、この年に会が実際に得た租額となるが、この
額は規定租額の約八割に相当する。康熙三年においては
六六パーセントに過ぎない。

次の⑨では「内除與做會之家」として、⑧の実收租か
ら一三〇租を会首（この年は吳祖成）に渡している。会
首はこの一三〇租を当年の芝居と供儀（宴会）の費用に
充てた。芝居と供儀の費用は、その時の財政情況に応じ
て六〇～一三〇租の間に決められている。例えば、次
の⑩が、⑨を除いた残りの穀となる。祝聖会はこれ
で康熙二年（一六六三）の記事では、

《29》康熙二年（一六六三）

祝明聖會、遞年拔穀壹百租、與會首之家。遞來會事
費繁、不敷支用。今衆會戶公議、自康熙貳年起、王
承初會首爲始、每年加穀參拾租。以前汪啓元起至汪
明恭止、共八戶公議、每戶會內後出增補銀壹兩。

とあるように、最近祭祀の費用がかさむので、会首に渡
す祭祀費用を從来の一〇〇租から一三〇租に変更するよ
うに決めている。

また、康熙四二年（一七〇三）の記事に、

《30》康熙四二年（一七〇三）

衆會戶公議、加穀參拾租。併前共穀壹百租與做會之
家、演戲兩臺敬神、永爲定例。

とあるように、この内容から当時は一〇〇租あれば、芝
居を二回上演出来ることがわかる。

次の⑩が、⑨を除いた残りの穀となる。祝聖会はこれ

表 7 米 1 粕あたりの銀換算価格

年 次	両 / 1 粕
崇禎11～乾隆13年(1638～1748)	0.08両
乾隆14～乾隆17年(1749～1752)	0.10両
乾隆18～乾隆22年(1753～1757)	0.12両
乾隆23～乾隆42年(1758～1777)	0.12～0.18両
乾隆43～嘉慶 5年(1778～1800)	0.12両

を一畠につき銀八分の割合で銀両に換えている。この米銀比価率は、表7に示すように一畠あたりの銀額が年々高くなっている。例えば、次の乾隆一四年（一七四九）の記事によれば、

『乾隆一四年（一七

四九）

會内空虛、無銀存貯、尚年歲不登、拔交不敷。不得不預爲籌

畫。今議、年來糧極貴、會內仍存餘租。每畠增穀價銀貳分做壹錢例算。

とあり、この年米一畠当たりの銀価を八分から一錢に値上げした。これは、米価の急騰を契機に米一畠あたりの銀価を上げ、同時に会内の銀不足の解消を図るためであったという。

ところで、この米銀換算率の問題は、単に⑩の残りの穀二八畠分だけに関係するものではなかった。というの

は、⑨の祭祀費用の一三〇畠についても、会首はこの米を銀に換えて芝居等の祭祀費を払う必要があったからである。次の乾隆二四年（一七五九）の記事も、米銀換算率に關係するものである。

『乾隆二四年（一七五九）

立議、吳芳茂、吳祖成、吳祖兆、汪宗公、王光啓、汪嘉慶、汪永隆、汪毓仁、汪復禮等議、爲公存積貯生息、以圖立像造廟事。緣英烈越國汪公會、兩村公共迄今百餘歲、每年正月演戲兩臺、敬神酬願。當會之家、開除租實壹百畠、以作費用、業有成規、□究奏議。但向來神像安在玉山祖殿、舊因乾隆丁丑年、廟宇遭燬、神像化爲灰燼。款議重新而會内無所積蓄、終竟銀難。爲其會衆公議、將神戲出遊等暫停。當會之家、每年支出穀價、另行生息、日後計算本利、以作造廟立像。今將議例開列。

一議、穀價銀、定於十月十五日、交出壹百畠價銀。八折扣算色九七□會。

一議、穀價銀、每年十月初一日爲期、每畠與溪口米市價一議、餘租、以來年正月十五日爲□與市價八折扣算。

一議、祭胙儀等項目、與時價開支。一議、穀價銀兩、灑上下首公付殷實戶生息。每周一

分四厘生息算、其銀本年十月十五日交出、不得拖欠
轉領。

この記事は、「穀價銀」の意味が明確に示されていないために、筆者の解釈の誤りもあるうかと思うが、以下に大意を示しておく。

会首戸全員が共同して「銀を」貯め利息を生みだし、廟と神像の再建費用を捻出することを合議する。越國汪公神会は、両村（具体的な村名は不明）の住民によって三〇〇餘年にわたって継承されてきた。この会では恒例

として、毎年正月に越國汪公の神恩に感謝する芝居を行い、会首は祭田の租収入で得た米一〇〇租を芝居の費用に充てている。しかし、乾隆二二年（一七五七）に神像の安置されていた玉山祖殿が火事に遭い、神像は灰尽と化した。そこで、神像と廟の再建を決めたが、会には当座の銀の貯えがない。相談の結果、芝居は暫く中止して、その代わりに会首は「本来の芝居の費用の米一〇〇租分に相当する」銀を毎年支出して、「その銀を貸し付けたことによつて」生じる本利（元金と利息分の銀）を用いて神像と廟を再建することに決めた。合議事項は以下の通りである。

一、米一租あたりの銀の換算価格を、毎年一〇月一日に

おける渓口の市場米価の八割に設定する。

一、会首は、一〇月一五日に「右の換算率に基いて」米一〇〇租分に相当する穀價銀を準備して祝聖会に納めるようにする。

一、「毎年の祭田の実収租から一〇〇租を除いた」残りの穀は（表6、⑩の「仍存穀」に相当する）、翌年の正月一五日の市場米価の八割の換算率に基いて換銀する。

一、会首は祭祀の供儀の費用の銀を、時価に応じて負担する。

一、会首は「一〇〇租分の」穀價銀を、前年度、次年度の会首の立ち合いの下で一〇月一五日に富裕な家に渡し（貸し付け）、「貸し付けることによつて」利息を生じさせることの利息は、周（意味不明）につき一分四厘とする。この期日を延期したり、穀價銀を私意に用いてはならない。

それでは、この合議が決まった乾隆二四年以降に、実際にどのような米銀換算率が適用されているかを、表8に挙げた乾隆三一年（一七六六）の収入欄において確かめてみよう。

表 8 乾隆31年(1766) 収入欄の一部

項目	金額(租或は両)
①原會内田骨(穀)計 (祭田の合計原租額)	219租 13斤
⑤監折谷 (当年の租の割引額)	▲80租 18斤 半
⑦淨收穀 (祭田の実収入)	138租 19斤 半
⑨内除與做會之家 (会首に渡す祭祀費用)	100租
⑩十月議價時價二銭、八折一銭六分	16両
⑪仍存穀 (残りの穀)	38租 19斤 半
⑫一月十五日時價二銭四分、八折一銭九分二厘	7両 4銭 4分

当し、以下⑥は表6の⑦、⑨は同⑧、⑩は⑨、⑪は⑩、
 ⑫は⑪にそれぞれ相当する。この年の会計を見ると、⑬
 の「淨收穀」から、⑭において一〇〇租を会首に納めて
 いるが、会首はこの一〇〇租を、一租当たり一銭六分の
 換算率に基いて銀一六両に換えていた。この一銭六分の
 換算率は、一〇月一日の渓口での市場米価二銭の八割に

相当する。また⑬の一〇〇租の残りの三八租余の穀は一
 租当たり一銭九分二厘の換算率で、銀七両四銭四分であ
 るが、この換算率は一月一五日の市場米価二銭四分の八
 割に相当する。従って、乾隆三一年は、《32》の合議内容
 に沿った換算方式を採用していることが確かめられる。
 この米銀換算方式は、乾隆四二年(一七七七)まで適用
 されている。

以上の史料《31》、《32》から、会が祭田の租穀の銀へ
 の転換を、会独自の換算率に基いて実施していることが
 確認される。また上記の記事を見る限り、会の設定する
 換算率は、乾隆二三年(一七五八)までの固定価格制に
 せよ、翌年からの変動価格制にせよ、市場米価より低く
 設定されていることが推測される。このことは、祭田の
 租穀を得て、代わりに会の換算率に基く銀を祭祀費用と
 して提供する会首には、一般相場と会の米銀換算率の差
 額による私的利潤を得る機会が与えられていたことを意味
 するのではないか。会首が会を利用して私的利潤を得た事実は会簿上では表だって述べられていないが、以上
 を通じて充分に考慮されるべきであろう。

再び表6の説明に戻る。⑯は、⑬の前年度からの繰越
 金とその利息と、⑰の穀倅銀との合計である。⑮から⑯

(13)は、個人会員からの収入である。その内(13)の「折燭銀」の項目は、毎年の収入欄にみられ、しかも納金者は必ず会首戸メンバーであるが、その具体的な内容は不明である。但し、順治九年（一六五二）の同項目では、「汪永隆、不遊折燭銀」と記されているので、恐らく遊燈行列（迎神賽会）に参加しなかつた会首が銀一錢を会に納める規定があったものと思われる。(14)の「誕鱗酬聖燭銀」については、第一章で紹介した通りである。そして、(12)と(13)～(16)の合計が、(17)の一ニ兩五錢二分ニ厘となり、この銀が芝居と供儀の費用を除く他の支出に充てられている。

以上が、祝聖会の収入項目の概要である。各項目の性格を考えると、会の財政情況の時代的変遷を把握するためには、表6の④「原會内田租」、⑧「淨收穀」、⑨「與做會之家」の三項目の数値の変化を見る必要がある。この点については、他の支出項目を紹介したあと、改めて検討したい。

III 支出情況

次に支出項目について検討する。ここでは表9の康熙五年（一六六六）の記帳例を参考にしながら述べたい。

収入項目の欄で、すでに芝居と供儀の費用として一三〇畝を会首に渡しているので、ここにはそれ以外の支出項目が記されている。支出項目は内容から見て、祭田の税糧関係、祭田の維持費（水利事業等）、迎神賽会の諸経費、その他、の四種類に大きく分けられる。

表9の康熙五年の①～⑧は、祭田の税として納めた銀兩であると推定される。この年は全項目に「五甲糧」と記されているが、康熙三年はすべて「三甲糧」である。

そして、表9内「附表2」の「甲数の推移」に示したように、一甲糧から一〇甲糧までのサイクルが長年正確に繰り返されている。この一甲から一〇甲の循環は、里甲制による徵稅システムとの関連性を窺わせるが、ここで早急な結論は避け、会簿の税糧関係の項目にみられる特徴を指摘するのみに止めたい。

一、一甲から一〇甲のサイクルは、崇禎一年（一六三八）から嘉慶一四年（一八〇九）、即ち帳簿第三冊目（最終年度まで、実に規則正しく繰り返されている。

二、項目①～⑪に示された汪元熹、吳應成等の人名は、後年の一甲糧から一〇甲糧の同支出項目においても、同一名が見られる。例えば嘉慶一四年（一八〇九）の九甲糧の年にも吳應成、戴社七等の名が見られた。従って、

表9 祝聖会簿の運営情況(2) 支出例

康熙5年(1666) 支出例

(参考) 康熙3年(1664) 支出例

番号	支出項目	金額(銀)	番号	支出項目	金額(銀)
①	汪元喜五甲糧	2分	①	汪元喜三甲糧	2分
②	吳應成五甲糧	2錢9分4厘	②	吳應成三甲糧	2錢9分4厘
③	汪任卿五甲糧	4錢6分	③	汪任卿三甲糧	4錢6分
④	汪伯圭五甲糧	8分	④	汪伯圭三甲糧	8分
⑤	吳審五甲糧	7分3厘	⑤	吳審三甲糧	7分3厘
⑥	戴社七五甲糧	2兩 5厘	⑥	戴社七三甲糧	2兩 5厘
⑦	汪玄互五甲糧	8分	⑦	戴社七三甲糧	4分4厘
⑧	汪宗海五甲糧	3錢	⑧	汪玄互五甲糧	8分
⑨	貼戴社七圖正貼役	7錢 6厘	⑧	汪宗海三甲糧	3錢
⑩	貼吳應成五甲貼役	2錢9分	⑩	查木于車水	3分
⑪	貼吳應成圖正貼役	1錢 3厘	⑪	源口 車水	6分半
⑫	上庄做田渠	4錢5分	⑫	□□ 車水	1
⑬	打鑼九面	1錢8分	⑯	旌城 車水	3分半
⑭	擡夜遊宮	1錢	⑰	五甲積銀	4分半
⑮	鑼旗傘	2錢7分	⑱	加倒利	4分
⑯	從燈	1錢	⑲	加色	3分
⑰	酬燭口一輕	1錢 4厘	⑳	打鑼	2錢
⑱	殿稅	7分	㉑	從燈	1錢
⑲	倒利	3分4厘	㉒	擡夜遊宮	1錢
⑳	倒利	3分6厘	㉓	殿稅	7分
㉑	總共支過銀	5兩7錢5分5厘	㉔	鑼傘旗米二斗五升	2錢7分
㉒	除支過淨銀	6兩7錢7分2厘	㉕	練餉	2分
			㉖	總共支過銀	4兩6錢8分1厘
			㉗	除支過淨存銀	8兩6錢4分

〔附表1〕他の年の支出項目例

	支出項目	金額	年代
①	貼吳審戶三甲貼役	1錢3分	康熙4年(1665)
②	打鑼二十七面	5錢4分	康熙37年(1698)
③	打鑼三十一面	6錢2分	康熙39年(1700)
④	上年修胡元師轎	3分3厘	康熙39年(1700)
⑤	水磨竭田(挑砂)	1兩	乾隆16年(1751)
⑥	查木于番砂	8分	雍正12年(1734)
⑦	墳上庄荒田	1兩	康熙49年(1710)
⑧	祈雨	3分	康熙47年(1708)

〔附表2〕甲数の推移

年代	甲糧数
康熙6年(1667)	6甲糧
7年(1668)	7甲糧
8年(1669)	8甲糧
9年(1670)	9甲糧
17年(1678)	7甲糧

これら人名も会首名と同様に実名でないことがわかる。三、項目⑨～⑪には「貼……圖正（五甲）貼役」と、「貼役」に関する項目が見られる。同様の図正、貼役関係の項目は、他の五甲糧の年にも見られる。しかも五甲糧の該項目に示される名前は、常に「吳應成」「吳祖成」「戴社七」のいずれかである。

(例)

五 甲 の 年	貼役関係の項目名
順治 三年(一六四六)	貼吳應成戶里役五甲
康熙三五年(一六九六) 乾隆一一年(一七四六)	貼社七戶五甲里役 吳祖成五甲貼役
四、一甲糧の年にも「貼役」関係の項目が存在する。一 甲年の同項目には「戴社七」「汪宗海」「汪任卿」「汪宗 讓」等の名前が見られた。なお「戴社七」は順治九年 (一六五二)においては特に「里長」と記されている。	

(例)

三 甲 の 年	貼役関係の項目名
順治 一年(一六五四) 康熙二二三年(一六八四)	貼三甲吳審戶里役
乾隆四〇年(一七七五) 嘉慶 八年(一八〇三)	吳審戶三甲貼役
六、七甲の年にも、同様に「里役」「貼役」の項目が存在 し、その名前は「汪玄互」「汪伯圭」「汪毓仁」等である。	

(例)

五、三甲の年にも「貼役」関係の項目が存在し、名前は一定して「吳審」である。「吳審」の名は、特に嘉慶年間に至るまで三甲の貼役関係項目に常に見られた。なお表9の参考欄に挙げた康熙三年(一六六四)は三甲の年だが、「吳審」の貼役関係の項目が見当たらない。だが、表9内「注1」の①番に示すごとく、翌年に該項目がみられる。このように貼役の項目が一年遅れて支出される場合もよくみられる。

(例)

七、上記の一、三、五、七甲以外の甲糧の年には貼役に關する項目はみられなかつた。

以上の税糧関係にみられる特徴が何を意味するのか、会簿の断片的な記載からは判断しがたい。ただし、この中の汪元熹、呉祖成、汪毓仁の戸名が会首戸名と一致していることから、恐らくこの税糧関係の戸名も、宗族内の支派単位を示していると考えられる。そして貼役の職名として里長、里役、図正、現年等の名称が見られることから、戴社七・汪宗海・汪宗讓（一甲）、呉審（三甲）、呉祖成・呉應成（五甲）、汪玄互・汪伯圭・汪毓仁（七甲）の各戸がそれぞれ括弧に示した各甲の年の徵稅に関する任務を世襲的に請負つていたことが予想される。⁽¹²⁾ いずれにしても、この祝聖会の置かれた地域では、里甲制に相当する一〇甲の輪番制による徵稅方法が清末期まで継承されていたことは確かであろう。また上記の支出項目から、祝聖会は現年の里長や図正に対して手当を納めていたことが予想される。しかし、一、三、五、七甲の里長戸のみに補助金を納めた理由、および里長戸と会首戸との関係等については明らかにできなかつた。

次の⑫では、「上庄做田渠」という項目がみられ、会が祭田の渠（用水路）の修築費を負担していることがわかる。

祭田の維持管理関係の項目は毎年の支出欄に頻繁に見出される。なかでも康熙三年（一六六四）の⑩～⑯の「車水」の項目は、ほぼ四～六年に一度の割合で記されている。この「車水」とは、恐らく足踏み車で水を汲み上げて田に水を送り込む灌水作業のことを指すと思われる。さらに、康熙一年（一六七二）には「各佃車水」という項目がみられた。このことから、会は灌水作業に従事した祭田の佃戸に、労働の報酬として支出項目に示される額の銀を支払つていたことが推測される。他にも表9内「附表1」の⑤～⑦番に示したように、「水磨塘田（挑砂）」「査木于番砂」「墳上庄荒田」など、水利事業や荒田の修復に関する支出項目がみられる。その具体的な内容は不明だが、このような支出項目が存在することから、該地方での水田の水利事業は、佃戸が実際の労働にあたり、地主である会がそれに相応する銀を佃戸に支給する方式が確立していたことが考えられる。⁽¹³⁾

次の⑬～⑯は迎神賽会に関する項目と思われるが、その具体的な内容は不明である。⑬の「打鑼」の項目は、毎年支出項目に挙つている。しかも、表9内「注1」の②、③番に示したように、その数字が年ごとに異なる。鑼を一回打つごとに、会が銀二分を払う計算になるが、その意味につ

いては筆者には全く見当がつかない。康熙三年の⑯、五年の⑰の「鑼傘旗田米」「鑼旗傘」も、毎年見られる項目である。次にあげる史料『33』、『34』のような関連記事も見られたが、やはりその意味するところは不明である。

『33』康熙六年（一七二二）

會戶公議、其年因天時乾旱、租穀少收。已將旗傘鑼米暫停不發。

『34』雍正元年（一七二三）

其旗傘鑼米、因上年荒歉、暫停不發。今已豐熟。衆議、明年仍照舊例出支。

以上の①～⑯までの各支出項目の合計が⑰の「總共支過銀」となる。そして表6、祝聖会簿の

運営状況(1)収入例の

⑯に示した康熙五年
総収入一二両五錢二
分七厘から⑰を引いた金額が⑲の「除支過淨存銀」で、これが、次年への繰越分となるわけである。

表 10 祭田売却例

(A) 崇禎16年(1643)収入欄

①	原在會穀	160租 6斤半
②	十五年一月十五日衆議賣出太婆塢田	▲ 6租 半
③	又賣出壽遐塘田	▲ 8租
④	共賣過租	▲ 14租 半
⑤	計價	12兩

(B) 康熙20年(1681)収入欄

①	原會内穀	201租 6斤半
②	内支穀三十租賣溪口 因汪懷求結訟公費	▲ 30租
③	内支穀二十一租半賣爲上庄亮力	▲ 21租半
④	仍宗穀	149租 19斤
⑤	收賣洋雪坑存田價銀	8兩 4錢 8分

(C) 乾隆12年(1748)収入欄

①	原會田骨	221租半
②	内除汪蒼森取查木于	▲ 1租半
③	實存田骨	219租半
④	收查木于田價銀	1兩 5錢

IV 祭田売買例

本章では、祭田売買が行なわれた年の記帳方式を紹介しよう。まず祭田売却の記帳例について述べたい。

売却記録は収入欄に見られる。売却記録の代表例を集めたのが表10である。まず表10-(A)の崇禎一六年(一六四三)では、①の「原在會穀」が祭田の合計原租額を示す。そして②に示された「太婆塢田、六租半」と③「壽遐塘田、八租」が、売却された祭田の地名とその原租額で、この祭田名は表1の12、24番と一致する。⑤の一両がその売却価格であり、この銀は他の収入項目と同様

に会の資金に組み込まれていて、表10—(C)の乾隆一二年（一七四七）の場合も(A)と同じ記載方式である。

他方、表10—(B)の康熙二〇年（一六八一）の場合は、記帳方式が異なる。この年、会は一挙に五一租半の租額分の祭田を売却しているが、そのうち②の三〇租分の祭田は汪懷求が訴訟を起して公費が必要とされた為に急遽売られたらしい。従つて②の祭田売却価格に相当する金額は、収入項目には一切見られない。また、⑤「賣洋雪坑存田價銀」は、③の二一租半の祭田の売却収入になるが、八兩四錢八分は二一租半の租額分の田価にしては他と比較して余りにも安すぎる。従つて、恐らく③の祭田の売却益の一部も汪懷求の訴訟費に廻されていたことが予想される。

以上表10の祭田売却例からわかるように、会が祭田を売却したことは、毎年の祭田の合計租額（表10—(A)—①の「原在會穀」、10—(B)—①「原會內穀」、10—(C)—①の「原會田骨（穀）」が相当）の動向を追うことによって確かめられる。また、表10—(A)、(C)のように、売却収入の全てが当年の会の銀収入に組み込まれる時と、(B)の如く祭田を売却して得た銀がその場で他の臨時支出にまわされる時の双方が見られるが、圧倒的に後者の場合が多い。

また一年間に大量の祭田を売却した例は、(B)の康熙二〇年（一六八一）の他の年には見受けられなかつた。このことは、会が現金獲得の手段として安易に祭田を手放すことを極力避けていたことを意味しよう。

次に、祭田の購入例について紹介する。会が祭田を購入した事実も、毎年の祭田の合計租額の変化から確かめられる。祭田の合計租額が増加した年は、その支出欄に祭田購入に基く支出項目が設けられ、購入した祭田の租額と購入価格が示されている。表11は、各年の祭田購入に関する支出項目の記帳例である。これによれば、会は汪・吳姓から田を購入しており、これらの売主は祝聖会会員であった可能性が強い。特に⑧、⑨の汪宗公は会首戸である。平均土地購入価格は、租額一租当り約一両である。土地価格の時代的推移は見られないが、これは売主が会の内部者と見られることが関係するのかも知れない。また、祭田の購入に伴う支出項目が設定されていることから、祝聖会は崇禎一年（一六三八）以降、会の自己資金を以て祭田を購入していたことも確かめられる。そして、会員個人が祭田の購入費用を負担したり、会員が自己の田産を祝聖会に譲与した事実も、会簿の記載からはみられなかつた。

表 11 祭田購入例（支出欄から）

番号	購入年	項目名（購入先地名等）	購入田の租額	購入金額
①	崇禎17年(1644)	買田	14畝	18両 7錢
②	順治 3年(1646)	買汪世季田	9畝	10両 4分 6厘
③	順治14年(1657)	買上庄 口汪孫田	4畝	4両 8錢
④	順治16年(1659)	買汪任卿田	13畝	12両
⑤	康熙25年(1686)	買承武田	3畝	2両 2錢
⑥	康熙33年(1694)	買上庄吳口田	9畝	9両
⑦	康熙46年(1707)	買汪倫修田	1畝	1両
⑧	康熙49年(1710)	買汪宗公田	1畝	1両 2分
⑨	康熙49年(1710)	買汪宗公田	1畝半	1両 8錢 2分 1厘
⑩	雍正 4年(1726)	買汪素存査木于	15斤	7錢
⑪	雍正 5年(1727)	買汪和光下坑口	2畝	1両 5錢
⑫	雍正 7年(1729)	買汪素存	1畝	1両

以上、会簿の収支決算の記帳例について紹介した。毎年の収支報告に見られる会の運営方法の特徴は、以下の三点に要約される。

一、祝聖会の毎年の主要収入は、祭田からの租収入であり、会員個人からの収入額はきわめて少ない。祭田の実収租額は、毎年異なるものであった。祭田の実収租を受け取った会首は、その額に応じた銀を提供して、これを祭祀費用に充てた。会首が提供する穀価銀の米銀換算率（米一畝当たりの銀価）は一般市場の米価より低く設定されていた。

二、祝聖会の毎年の主要支出は祭祀の経費、祭田の税金、図正・里長への手当、祭田の維持管理費等であった。

三、祭田は、あくまで会の公的財産とみなされ、会員の私有田（あるいは汪・吳姓の族田）とは、別の管理体制下に置かれていた。

以上の点から、会は会員の個人財産とは分離した、独立採算制に基く運営体制を確立していたことが確かめられよう。つまり、崇禎一年（一六三八）以降の祝聖会は、基本的には会員からの資金援助を受けずに毎年の祭祀を実施していたのである。では、会はいかにして独立

採算制による經營体制を長年にわたって維持し得たのであろうか。最後に、会の財政情況の時代的変遷を追いながら、祝聖会が長期間継承され得た原因を探つてみたい。

V 財政情況の時代的変遷

表6の説明で指摘した如く、祝聖会の財政情況を把握する為には、毎年の収入欄の次の三項目の変化を確かめる必要がある。

[1] 「原會内田租（祭田の合計原租額）」、表6、康熙

五年の④に相当。

[2] 「淨收穀（祭田の実収租額）」、表6、同③に相当。

[3] 「與做會之家（会首に渡される演劇等祭祀の諸経費）」、表6、同⑨に相当。

図1は、崇禎一一年（一六三八）から嘉慶五年（一八〇〇）までの一六三年間ににおける上記項目[1]・[2]・[3]の毎年の変化を示したものである。¹⁴⁾

以下、図1・[1]・[3]の各変化に注意しながら、会の運営方法の時代的特徴を指摘してみたい。

（一）崇禎一一年～順治一八年（一六三八～一六六一）

である。前述の如く、祭田はすべて定額租制を採用しているので、その合計租額は祭田が新たに売買された年に

限って変化することになる。従つて、図1・[1]の変化から祭田の所有規模の動向を把握することができる。図1のグラフ[2]「淨收穀（祭田の実収租額）」は、祭田の実際の収租額の推移を示す。従つて、図1の[1]と[2]の差異によって、祝聖会の実収租額は、常に規定租額の六七八割にしかすぎないことが確かめられる。その原因としては、本来の規定租額が佃戸の負担能力をはるかに上回つていたことや、佃戸が欠租、抗租を実施していくことが推測される。なお後述のように、後期の実収租率の低下は、主に欠租の増加が原因となっている。なお、祝聖会と同じ明清時代の徽州における収租情況を詳細に検討した章有義氏の一連の論文においても、当時の実収租は定額租の六七八割という検討結果が示されている。¹⁵⁾

図1中のグラフ[3]「與做會之家（演劇等祭祀の諸経費）」

は、実収租から演劇・宴会の費用として会首に渡された穀量の変化を示す。

図1中のグラフ[1]「原會内田租（祭田の規定租額）」は、毎年の祭田の規定租額の合計値の変化を示したものである。前述の如く、祭田はすべて定額租制を採用しているので、その合計租額は祭田が新たに売買された年に

始年)においては一六〇租の定額租分の祭田を所有している。毎年の実収租は規定租額の八割前後で、その中から九〇租を祭祀費用として会首に渡している。但し順治四年(一六四七)(図1・①)は実収租が八八租にとどまり、祭祀の費用に不足が生じたので、会首が臨時に不足分の銀を補つた。

順治五年(一六四八)以降は、租収入が安定し、剩余銀(次年度祭祀予算への繰越分の銀)が年々増大したので、順治一四七一年(一六五七)一六六〇)に、剩余銀を用いて新たに祭田を購入した。

(二) 康熙元年(一六六二)一七二二)

康熙元年(一六六二)以降、会の財政は急激に悪化した。まず康熙元・二年(一六六二・三)は、旱の為に祭田の実収租が著しく減少した(図1・②)。康熙元年(一六六二)の監折額は五七租一九斤、実収租一二二租二〇斤で、康熙二年の監折額は五八租二二斤、実収租一二一斤であり、両年とも監折の額を示す際に、「因天旱」と付記されている。これに加え、康熙二年以降は、祭祀の費用を従来の一〇〇租から一二〇租に上げた為に(史料29参照)、会の剩余銀が年々減少し、康熙一〇年(一六七一)度分の收支決算は遂に赤字になつた。順治一八年(一六

六一)から康熙一〇年(一六七一)までの会の「淨實存銀」(次年度への繰越金)の推移は表12の如くである。従つて、康熙一〇年からは、劇の上演を中止して、会首は七〇租を用いて宴会のみを実行することにした(図1・③)。次に挙げるのが、同年の関連記事である。

《35》康熙一〇年(一六七一)

衆會戸公議、向來恪守會規、邇因會内錢糧不敷、難於取辦、將敬神戲文暫停乙輪、至次輪首會、仍舊復興、會戸無得說。

康熙一三年(一六七四)に至つて、会首戸の間から、芝居を中止し宴会を続行するのは神を侮る行為だという批判が出たので、宴会費用を削減し、劇を一回上演することにした(前掲史料《17》参照)。康熙一七年(一六七

表 12 祝聖会の「淨實存銀」の推移

年 代	淨實存銀額
順治18年(1661)	28両 8錢
康熙 1年(1662)	13両 7錢
康熙 2年(1663)	9両 2錢
康熙 3年(1664)	8両 6錢
康熙 4年(1665)	7両 7錢
康熙 5年(1666)	6両 7錢
康熙 6年(1667)	6両 2錢
康熙 7年(1668)	5両 6錢
康熙 8年(1669)	5両 5錢
康熙 9年(1670)	1両 7錢
康熙10年(1671)	△ 5錢

（天啓 7 年～嘉慶 5 年 [1627～1800]）

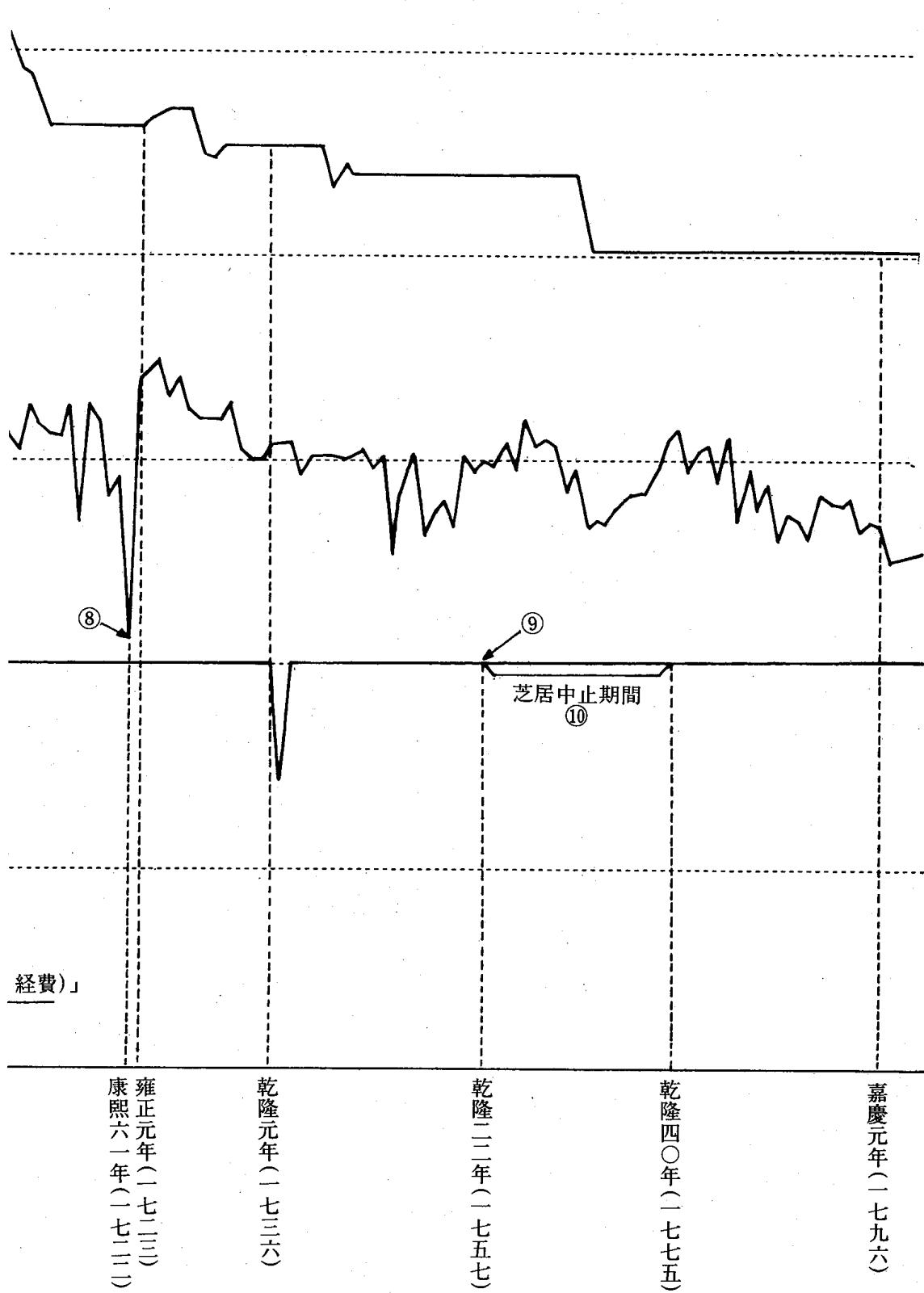
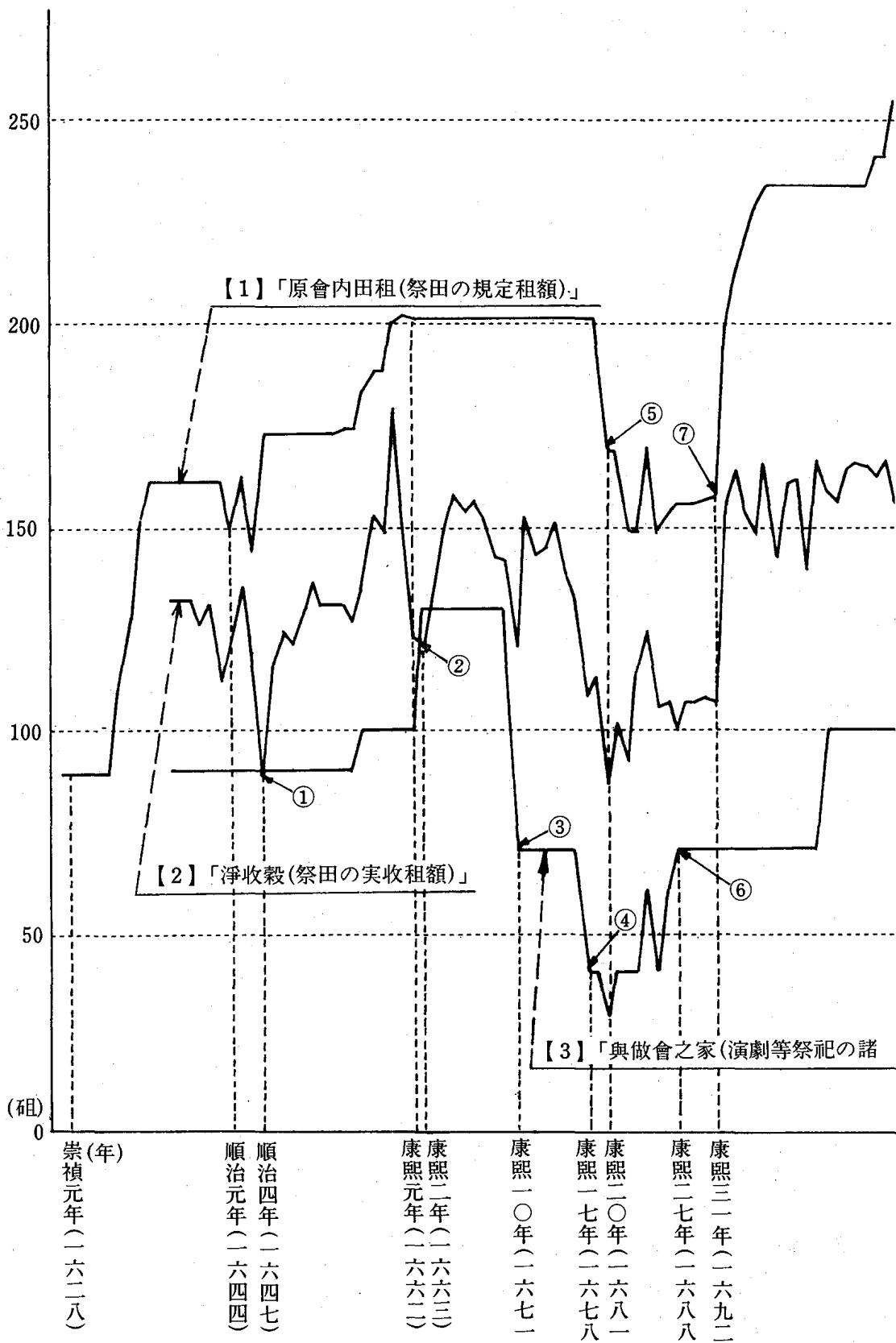


図1 財政情況の時代的変遷



八)、会の銀両は益々欠乏したので、祭祀費用を四〇租に抑えて、宴会費は各会首戸が各自銀三分ずつ負担することにした(図1・④、前掲史料《18》参照)。康熙二〇年(一六八一)は、訴訟費用を捻出するために五〇租分の祭田を売却したので、毎年の実収租も大幅に減少した(図1・⑤、および表10祭田売却例、(B)参照)。

しかし祭祀費用の節約が効を奏し、会の財政情況は順調に回復に向った。康熙二七年(一六八八)からは、次に挙げる記事の如く、従来通りの祭祀形式が復活した(図1・⑥)。

《36》康熙二七年

茲因前議、會内空乏、以□減費。今生聚稍豐。是以衆會戸公議、定規首會汪啓元爲始、定於十三日早出遊、十四日用樂人講神出遊、夜遊仍舊規。……增谷參拾租與做會之家、永為定例。

康熙三一年(一六九二)以降になると、会は剩余銀を用いて盛んに祭田を購入した(図1・⑦)。康熙三六年(一六九七)の記事によると、会は祭田の購入について、次のような注意事項を与えていた。

《37》康熙三六年

聖會邇來盈餘、今後當田、若不公議、則會有虧而無

得盈餘矣。故衆會友、神前公議、以後有銀買田、上・下首必要查明實田佃戸再買、不得徇情私收田契。この記事では、今後会首が剩余銀を用いて祭田を購入する際は、前年度と次年度の会首の立ち合いの下で、購入する祭田及びその佃戸「の良否」を確かめた上で購入の是非を決めるようとしている。

この記事で、祭田の佃戸の質に対しても特に注意を促しているのは、祭田の収租率の低下現象が大いに関係していると考えられる。図1中の[1]と[2]の関係から示される如く、康熙三一年(一六九二)以降、祭田の所有規模が増加しているにもかかわらず、その実収租額は常に一五〇租前後に留まり、実収租率が著しく低下している。康熙二三年(一六八四)には、特に収租方法について次のように定めている。

《38》康熙二三年

議、凡佃戸讓租監割、上・下首跟同明讓、無得徇私。

この記事では、当年の会首が佃戸に対して讓租監割(実際の収穫情況を見て租額を割り引くこと、前述の監折と同様の意味と思われる)を実施する際は、必ず前年度と次年度の会首の立ち合いの下で、公正な讓租額を定めるようにとしており、康熙中期以降収租作業にトラブ

ルが発生していたことが窺える。

ところで康熙五〇年（一七一一）以降は殆ど祭田が購入されていない。これは、この時期に至つて会の剩余銀が再び底をついたことを示すものであろう。康熙六一年（一七二二）の旱による租の減収の際は（図1・⑧）、銀不足のために祭田の税糧も支払えない事態が生じた。そのためこの年は、会首戸全員が各自五錢の樂輸銀を供出してその場を凌ぐことにした（前掲史料《26》参照）。

（三）雍正元年～嘉慶一〇年（一七二三～一八〇五）

雍正年間、祭田の收租率が更に低下したが、祭祀は毎年実施している。しかし乾隆中期に至つて、会は再び深刻な財政危機に陥った。その最大の原因は、乾隆二二年（一七五七）の廟の火災によつて、廟の再建費用のための銀が大量に必要とされたことによる（図1・⑨）。そのため芝居が中止され、毎年の会首は芝居の費用の一〇〇租に相当する銀を富裕戸に貸し付け、利息を得ることによって、廟の再建費用を捻出した（図1・⑩、前掲史料《14》、《32》参照）。さらにこの時期には、佃戸の租滞納の風潮が顕在化し、会の財政事情を益々悪化させることとなつた。乾隆三二年（一七六七）の収入欄には次のような特別項目が設置されている。

《39》乾隆三二年

原會内田骨（穀）、計二〇一租六斤半

①内除銀花塙田租四租、佃永頼久未交

②又洋雪坑租一租半、佃圭力久未交

③又金笠塘灣田二宗計租五租六斤未交

實存穀一三三租二〇斤

右記①～③の項目に示された祭田の佃戸は前年度の租を納めなかつたことがわかる。これと同様の欠租を示す項目は、乾隆三二年以降の毎年の収入欄に見られた。特に右記①～③の祭田の佃戸は、嘉慶四年（一七九九）に至るまで一度も租を納めていないことが確かめられた。

《40》嘉慶八年

本年正月十五日、衆戸公議、停止出遊演戲一輪、満原復照辦。

一議、會内穀價銀、每租照十月初一市價。

一議、會爲七折照算。

一議、租爲照簿實收、不得順少收。

一議、田坪會内汪吳兩姓公佐。

一議、錢價照實、不得多開。

この年、迎神賽会と芝居が再び中止されている。合議

不得籍公報私。其餘仍舊照舊規公議。此批。

事項では、規定額通りの収租を実施することや、会内部

道光參拾年九月

の汪・吳両姓が祭田の管理をすること等が定められ、中

汪宗公

汪雲鵬

止の主要原因が租の減収に伴う財政不足にあることが窺わ

吳祖兆

會丁

丁長

吳日禧

れる。

吳祖成

吳成雲

祭田の欠租は、その後も継続した。次に挙げるのは、道光三〇年（一八五〇）の欠租に関する記事である。

『41』道光三〇年

庚戌（道光三〇年）因會輪值吳祖成會丁成雲、收租存貯、以備次年祭祀完納等項。突有頑佃潘春魁、汪志萬。竟時本年租谷勺抗不交。司年邀同上首、屢向催討籽粒不償。投保理論、該佃強蠻不理。會內公議。若不控追、誠恐各佃戶效尤。在會諸公、均皆先議、爲此附呈集新徵銀印簿、具稟控追。一切收支費用、開以於後、以便會丁悉此情由也。

一議、會內如遇田坪、必得上・下首公看。如要做者、公估值管年之家給付、不得因循推諉、庶免佃人藉口。

一議、會内各佃戶、設或抗租不交、司年者即行通知上・下會首往催討。如有勺佃硬抗、顆粒不交、應即邀同在會諸公啞議。公允再行公掌、而管年之家、仍

しかし、佃戶の欠租による実収租の低下に見舞われながらも、会の祭田収入に立脚した經營方式は継承された。⁽¹⁶⁾そして、会の祭田所有は、民国年度まで確認されたのである。

以上、明末期から清末期における会の財政情況を紹介した。最後に会の運営上の特色を総括しておこう。祝聖会の財政基盤は、常に祭田に置かれていた。一年の会の必要経費（祭祀の費用、祭田の税糧、祭田の維持費）は、基本的に全てその年の祭田の収租額に相当する銀によって賄われている。かかる運営体制を維持するために財政難の折にも、安易に祭田を売却して現金収入を得ることは極力避けられていた。会は頻繁に生じる財政難を、以下の対応を以て克服している。

一、会首戸全員が臨時の補助銀を納めて、会の不足銀を補う。この方法は、旱等による租の減収によって生じた一時的な財政不足を解消する際に用いられた。

二、会首に渡す芝居・宴会の費用を削減して収入とのバランスをとる。会首は削減額に応じて芝居や宴会を中止したり、祭祀内容を変更した。

三、祭田の租収入の大半を富裕戸に貸し付けて、所有銀の増加を図る。廟や神像の再建のために大量の銀が必要とされた時に、この方法が採用された。

四、祭田の租穀の一畝あたりの銀価格（谷価銀）を引きあげる。

当時の財政難の程度に応じて、如上の諸対策が実施さ

明清時代、徽州江南農村社会における祭祀組織について

れた。会の運営状況をみていくと、このような祭田の租收入に依拠した運営体制は、必ずしも会に安定した高収益をもたらした訳ではなかつたことがわかる。会が得た毎年の実収租額はきわめて不安定であった。しかも佃戸の欠租の普遍化に伴い、その実収租率は年々低下する一方であつたからである。さらに祭田經營には、祭田の税糧代や、その維持管理費の出費も伴つた。それにもかわらず、会は長期にわたつて祭田を手放さなかつた。それは、恐らく次世代の会員に確実に継承し得る固定資産として、祭田の価値を認めていたからであろう。高利貸による利殖方法は高収益をもたらしたが、財産の継承性という点においては祭田による運営体制には及ばなかつたのではなかろうか。

以上の点を総括すれば、祝聖会には毎年の祭祀の実施と、会の運営基盤の次世代への継承、という二つの大きな運営方針が貫かれていたと結論できる。そして、後者の運営方針は常に前者より優先された。従つて、財政難の折には、当面の芝居の中止もやむをえずとされたのである。祝聖会が長期間継承した原因は、歴代の会首戸組織がかかる運営方針を貫徹したことにあるといえよう。

結語

祝聖会の行事、組織、運営方法について一応の考察を行ってきた。最後に、この祭祀組織が徽州農村社会において、何故三〇〇年間継承され得たのか考えてみたい。

まず、会の行事、組織、運営方法上の特徴については、以下のとく要約できる。

第一の特徴は、この祭祀が、地域内の血縁関係、職縁関係といった特定の集団に限定されないで、一定地域内（休寧県一三都三図）⁽¹⁷⁾の住民全体によって実施されたと思われることである。即ち、祭祀期間に実施した諸行事である迎神賽会（遊燈）、誕鱗酬聖燭、芝居、宴会について、地域の住民のほとんどが、何らかの形でいずれかの行事に参与した。このような地域ぐるみの祭が実施され得た背景としては、迎神賽会の祭神である越國汪公が徽州を代表する地域神で、血縁関係や職縁関係等に限定されずに、社会全般から広範に信仰されていたことが挙げられる。

第二の特徴は、会の運営体制に関して明末期から清末期に至るまで一貫した方針が見出される点である。まことに、祭祀の責任者である会首の選出方式や仕事内容に明

確な組織原理が認められる。会の存続中は、終始八戸一戸股からなる会首戸組織を形成して、年番制で会首に就く方式が定着していた。会首戸は、明末期の会首の家の支派に属する支丁が、民国期に至るまで継承した。会首戸の役割についても運営上の諸問題は、会首戸全員の合議に基いて決定され、会首戸間には徹底した平等原理が存在した。さらに、会の財政基盤についても、終始一貫した方針が見出される。財政基盤は、会の所有する祭田の租収入に立脚していた。会は毎年の租収入から、主に祭祀の芝居や宴会の費用や祭田の税糧代、祭田の維持費等を賄つた。

第三の特徴は、歴代の会員が、当面の祭祀の実施以外に、会を次世代に継承させるために意識的な努力を払っている点である。この点は、財政難の際ににおける会の運営方針において最も顕著に認められる。財政難の時は、当面の芝居や宴会を中止して支出を抑えたり、会首戸全員が臨時の補助金を出す等の方法を探って收支バランスの回復を図った。その際当面の芝居や宴会を行うために、恒産である祭田を安易に手放すような行為には走らなかつた。つまり歴代会首は、当年の祭祀行事の充実よりも、会の財政基盤の継承を重視している。かかる経営

方針は、例えば焼失した廟の再建費用を捻出するための一六年間芝居を中止したことからも確認できる。⁽¹⁸⁾

ここで一つの結論を導くならば、会が長期間継承し得た原因是、祭祀行事の性格、会の運営方針、あるいは会員の意識 자체等において内在的に存在するといえよう。いうなれば、この祭祀は継承されることを最大の目的として組織され、運営されたのである。

もちろん、祭祀が継承された外在的要因も考慮されるべきである。祭祀組織が置かれている地域社会に、祭祀の廃止を余儀なくさせるような諸現象が起こる場合も充分ありうるからである。祭祀の廃止を余儀なくせる現象とは、例えば、人災、天災によって会の構成員や所有財産の祭田が極端に減少した場合等が考えられる。あるいは、地域社会の構造的変化によって、有力宗族の支派を構成単位とした会首戸組織が崩壊したり、地域社会の秩序関係や住民意識の変化によって、住民間に地域ぐるみの祭祀を行う意欲が失せて、祭祀が廃れる場合もある。祭祀とは、常に地域社会における現実の社会關係や規律と抱き合わせになつて実施され、継承されるものである。祝聖会が長期間継承された事実は、会が置かれていた農村社会の社会関係や規律が、長期にわたつて

安定していたことを示すものにほかならない。

この点で注目されるのは、農村社会における社会関係や規律が長期に亘って維持されるために、祝聖会の組織や運営体制が重要な機能を果たしていると思われる点である。以下、祝聖会が農村社会構造の長期安定化に果たした社会的機能を幾つか指摘してみたい。

まず、この祭祀は、一定地域内に個別的に存在する様々な社会集団間を、構造的に結びつける役割を果たした。祝聖会祭祀は、休寧県一三都三図という一定地域を対象にして実施された。一三都三図の沿革は明らかでないが、万曆年間には三つの自然村を包含し、複数の宗族が存在した。⁽¹⁹⁾ 祭祀の迎神賽会は、自然村が参加単位となつて、三つの自然村の住民が三基のみこしをそれぞれ担ぐというものである。会首は、汪、吳、王姓の支派が構成単位となり、歴代の祭祀は会首戸全員の協力によって実施された。つまりこの祭祀は、地域内において最も日常的な結合関係にあつた地縁関係や血縁関係に立脚していた。そして祭祀を通じて、地域内に個別的に存在する三つの自然村、複数の宗族支派といった同等関係にある集団を、いわば水平的に結合させる役割を果たした。

第二に、この祭祀は、一三都三図に住む、異なる社会

的階層を、いわば垂直的に給合させる役割を担つた。前掲史料『1』の万暦三〇年(一六〇二)の合議書にみられるように、祝聖会祭祀は郷村内の富裕戸層(士商の家)が富を提供し、一般戸(農工の家)が力を提供するという役割分担の下に実施された。地域社会における富裕戸と一般農民との間には、例えば地主—佃戸関係といった個別的生産関係以外には、日常的には積極的な結合関係は存在しなかつたと思われる。それが、祭祀において両者は協力関係にあつた。特に富裕戸は、祝聖会の活動を通じて剩余財産の一部を地域社会に還元して、一般戸に娯楽を提供するという地域社会の指導者としての役割を果たしている。祭祀活動を通じて生じた富裕戸と一般農民の協力関係は、この地域内の秩序関係を安定させるうえで一定の役割を担つていたことが予想される。

第三に、会首戸組織に、徹底した平等原理が存在する点も注目に値する。会首戸組織の構成単位は宗族内の各支派に置かれていた。そして、輪番制や合議制に基いてこれらの各支派が等しく祭祀に関する労力的経済的負担を担つたわけであり、そこには地域社会内的一部の有力支派に富や権力が集中するのを未然に防ごうという、一種の互酬均等原理が働いているとみることもできる。つ

まり、祭祀には地域内における集団間の均衡関係を維持する機能があつたと考えられよう。

以上の点を総合すると、この祭祀は、地域内における異なる集団の水平的結合、異なる階層の垂直的結合、集団間の均衡関係の維持、といった諸機能を有するものであつたと結論できよう。そして、地域内に存在する諸関係が祭祀を媒体として縦横に結合されることによつて、始めて共通意識をもつて自律的な集団行動を営むことのできる地域社会が機能することができたのである。祝聖会は、一三都三図が地域社会として機能するために必要な社会関係を維持していくうえで、きわめて重要な役割を果たすものであつたと言うことができよう。

最後に今後の研究課題を二点挙げておく。一つは、祝聖会にみられた祭祀及び組織運営形態を、はたして中国農村社会の代表的なケースと見なしてよいかという点である。この点に関しては、現在のところ、祝聖会と比較できるような祭祀組織例が中国においてほとんど紹介されていないため、何とも結論しがたいのが現状である。今後、中国各地の祭祀組織の形態が明らかにされることを期待したい。

二つ目は、文字史料のみによって再現した祭祀像の限

界についてである。今回は祝聖会簿という現存する文字史料に依拠して、当時の祭祀の全貌を可能な限り再現しようと試みた。しかし、筆者と会簿の書き手の間に、あまりにも時代的、空間的な隔たりが存在するために、その実態を十分に把握することができなかつた。会簿の検討に加えて、徽州当地における聞き取り調査等が可能であつたならば、もっと正確な祭祀、農村社会像を捉えることができたであろう。今後、中国国内において、この祭祀組織のような公式史料では逸脱しがちな農村内の社会関係の実像を明らかにするために、庶民史料の発掘やフィールドワークが活発化されることを切に望みたい。

尚、本稿が産れるまで、多くの方のご協力をたまわつた。史料調査について、南京大学における原資料の存在のご教示、さらに閲覧の便をはかつていただいたのは、大阪大学の濱島敦俊先生である。濱島先生のご教示がなければ、本稿は存在しなかつた。まず第一に濱島先生に深謝するとともに、その後、長期にわたる調査を許可していただいた南京大学歴史系資料室、安徽省図書館、また執筆中に、様々ご指導をたまわつた慶應大学東洋史研究室の諸先生に、この場を借りて、心からお礼の言葉を申し上げたい。

注

- (1) 『祝聖会簿』の史料《1》～《26》については、本稿(一)（『史学』五九巻一号に掲載）において紹介した。
- (2) 章有義氏によれば、租は解放前に休寧、黟県一帯で通用した計量単位であるという。一租が二〇斤、二五斤、三一斤の時があるが、二〇斤である場合が最も多いという（章有義「清代鴉片戦争前徽州地区土地制度—休寧朱姓置産簿所見—」、同『明清徽州土地関係研究』北京・中国社会科学出版社、一九八四年所収）。
- (3) 章有義「十八世紀末期徽州土地関係—從李姓享嘉会祁門租簿所見」（前掲書、所収）。
- (4) 葉顯恩氏は、徽州商人が得た巨大な富は、生産資本に転嫁されることは少なく、その大半が政府への捐納や宗族活動資金、故郷での慈善事業資金（祭祀や橋梁道路等の建設）に費されたと、その封建的性格を指摘している（葉顯恩『明清徽州農村社会與佃僕制度』合肥・安徽人民出版社、一九八二年、一三〇頁）。
- (5) 表6、康熙五年（一六六六）収入例の⑤を参照。
- (6) このうち、表4、12番の「太婆塙六租半」、および24番「壽遐塘、八租半」は崇禎一六年（一六四三）に、7番の「洋坑雪一一租半」は康熙二〇年（一六八一）に、それぞれ売却されたことが確かめられる。（表10の祭田売却例、(A)～(2)、(3)および(B)～(5)、参照）。
- (7) 葉氏前掲書、二三二頁。

(8) 章氏の置産簿の検討結果によれば、一八世紀から一九世紀初期において休寧県の地価は上昇したが、その地租額は下降する傾向にあつたという。同氏は地主の土地集中化への意向は、主に土地価格の高低によって決定され、必ずしも地租額の高低と密接に関係するものではない、と結論している（本稿注2参照）。

(9) 每年の祭祀報告の記帳方式は、崇禎二年（一六三八）から嘉慶五年（一八〇〇）まで基本的に一致している。

但し、雍正年間以前の記帳は、比較的整然として数値的にも理解しやすいのに対し、乾隆以降になると、記載方法が省略されたり意味不明の項目が多くみられる。乾隆以降の記帳が混乱した背景としては、この時期各祭田の租額の変更や佃戸の欠租が頻発し、祝聖会自体が毎年の財政情況を把握していかつた事態が推測される。

(10) 劉和恵「読稿本『畏齋日記』」『中国史研究』一九八一年五期。なお『畏齋日記』の原文は、『清史資料』第四輯、北京・中華書局、一九八三年に収録されている。

(11) 祝聖会の収租方式である「監折」は、章有義氏が徽州の収租方式の一形態として紹介している「監租」或は「監收」に相当すると思われる。同氏によれば、「監租」或は「監收」は、いわば融通のきく定額租制である。規定租額は設定されているが、実際の租額は毎年の穀の出来具合を見て決めるというもので、分租制とも異なり、かつ毎年必ず規定租額を納めなければならない通常の定

額租制とも異なるものである。「監租」或は「監收」は、天候不順による不作等の理由によって定額租制が維持できない時に行なわれたという（章有義「從万曆初年的一冊地租簿看當時徽州地区的土地関係——歙県某姓祀租簿内容簡介」、同「明代末期徽州租佃關係的一個微視研究——歙県胡姓懷忻公租簿分析」）。各、章氏、前掲書、二六頁および五九頁所収）。

(12) 清代の課税単位が同族ないし支派単位に置かれていた例としては、片山剛「清代広東省珠江デルタの図甲制について——税糧・戸籍・同族——」『東洋学報』六三巻三、四号、一九八二年、同「清末広東省デルタの図甲表とそれをめぐる諸問題——税糧・戸籍・同族——」『史学雑誌』九一巻四号、一九八二年を参照。

(13) ここにみられる水利事業の方式は、「業食佃力（水利事業の際、地主が財力を提供して佃戸が実際の労働にあたる）」とも呼ばれる。明代後期、江南デルタ地帯での業食佃力制の成立については、濱島敦俊「業食佃力考」『東洋史研究』三九巻一号、一九八〇年、を参照。

(14) 嘉慶六年（一八〇一）以降は、収入項目の内容や表示単位が従来と著しく異なるため、考察の対象から除外した。

(15) 章有義氏が収租簿を検討した結果によれば、一七、八世紀の徽州地方の実収租率（実収租額の規定租額に対する比率）は七／九割にしか過ぎず、特に一八世紀以降、

実収租率が低下しているという。同氏の検討結果は、『祝聖会簿』の収租情況にほぼ符合するものである。（章有義「康雍乾時代徽州租佃關係的一個實例—休寧黃姓祀租簿析要」章氏、前掲書、および本稿注（3）参照）。

（16） 民國元年（一九一二）の収入欄を参考に挙げておく。

收、上年秋收折谷、二四八八斤、米八石七斗一升、計一

七四二〇文。

本會王永吉、二九文。

上年充出戲餌、腐角酒、八八〇〇文。

總進錢 四九兩一錢四分四厘、二六二四一九文。

（17） 前掲史料《1》参照。

（18） 前掲史料《14》、《32》参照。

（19） 前掲史料《1》の最後に、『依議、上村・下村・上庄各戸』と記されていることから、この地区が上記三村から構成されていることが予想できる。